

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	48 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	30 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの期間、57年7月から58年3月までの期間及び59年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月まで  
③ 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間①当時にA区で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。また、申立期間②及び③当時はB市で自営業をしており、保険料を納付することは節税につながることもあり、必ず納付していたので、当時の所得税の確定申告時に保険料控除を受けている。申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から昭和54年12月頃に払い出され、申立人は同時期、A区において国民年金の加入手続を行ったものと推認されることから、申立期間①及び②の国民年金保険料は現年度納付が可能である上、申立人の所持する昭和55年度国民年金保険料領収証書及びオンライン記録により、昭和55年4月から57年6月までの保険料は現年度納付していることが確認でき、申立期間①及び②はいずれも短期間であることを踏まえると、申立人は、申立期間①及び②の保険料を現年度納付していたと考えても特段不自然ではない。

また、申立人の所持する昭和59年及び60年分の確定申告書には、申立期間③に対応する各年分の国民年金保険料控除額が記載され、申立期間③当時の法定保険料額におおむね一致していると認められることから、申立人は、申立期間③の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

私が結婚をする際、母から国民年金保険料は20歳になったときから納付しているの、結婚後も引き続き納付するように言われ、滞ることなく保険料を納付していたのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達により国民年金に加入し、申立期間を除き60歳までの468か月の国民年金保険料を納付している上、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母自身は、国民年金と厚生年金保険との切替手続を適切に行い、保険料を納付していることから、申立人及びその母の国民年金制度への関心及び保険料の納付意識の高さが認められる。

また、申立期間は12か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みとなっていることから、申立人は申立期間の保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から同年12月まで  
② 昭和57年4月から61年3月まで

私は国民年金制度ができたとき、親に勧められて国民年金に加入した。年金を受給できることが楽しみであったので、国民年金保険料の納付が遅れても必ず納付してきた。

申立期間の保険料は納付していたと思うので、納付記録を確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、国民年金に任意加入の9か月と短期間である上、申立人は、国民年金の被保険者期間のうち、申立期間①を除いては国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の所持する「国民年金保険料納付書・領収証書」から、申立人の主張どおり、昭和48年、49年及び50年度の保険料の一部は過年度納付しており、保険料の未納の解消を図っていたことが確認できることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、特殊台帳の記録から、申立期間①直前の昭和54年1月から同年3月までの保険料が国民年金被保険者資格を喪失後の55年5月に過年度納付されていることを勘案すると、申立期間①の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人の所持する国民年金手帳に昭和55年1月1日に国民年金の被保険者資格を喪失したこと、及びその後61年4月1日に第3号被保険者として被保険者資格を再取得していることが

記載されており、オンライン記録とも一致していることから、申立期間②は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間②の保険料納付の前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②は 48 か月と長期間である上、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から42年7月まで  
② 昭和46年10月から47年3月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和36年に出産の手伝いに来た母が、A市役所で行ったと記憶している。以後、国民年金保険料は毎月集金人に納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、国民年金に任意加入の6か月と短期間であり、申立期間②の前後の期間は国民年金保険料を納付済みである上、申立人は国民年金の加入期間において、申立期間②を除き保険料を全て納付していることから、申立期間②の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、A市の保管する国民年金被保険者名簿において、申立人の国民年金の被保険者資格の取得日は「昭和42年8月19日任意」と記載されており、特殊台帳及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間①は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①は70か月と長期間であり、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無

く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 55 年 1 月から 56 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 55 年 1 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 5 月に妻と一緒に国民年金に加入して以降、妻の分と一緒に定期的に国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和 49 年 5 月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、申立人は、自身の厚生年金保険から国民年金への切替手続及びその妻の種別変更手続を複数回適切に行っていることから、国民年金制度への理解及び保険料の納付意識の高さが認められる。

また、申立期間①は 3 か月、申立期間②は 15 か月と合計しても 18 か月と比較的短期間であり、申立期間前後の期間はいずれも納付済みである上、申立期間において特段の生活状況の変化は認められないことから、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間、55 年 1 月から 56 年 3 月までの期間、61 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 55 年 1 月から 56 年 3 月まで  
③ 昭和 61 年 2 月及び同年 3 月

私は、昭和 49 年 5 月に夫と一緒に国民年金に加入して以降、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を定期的に納付していたので、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

また、昭和 58 年 7 月に夫が厚生年金保険に加入し、しばらくしてから保険料を納付しなくなったが、第 3 号被保険者制度が始まる際に、保険料を納付した方がいいかもしれないと思い、納付した記憶があるので、申立期間③が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和 49 年 5 月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、申立人の夫は、自身の厚生年金保険から国民年金への切替手続及び申立人の種別変更手続を複数回適切に行っていることから、国民年金制度への理解及び保険料の納付意識の高さが認められる。

また、申立期間は合計しても 20 か月と比較的短期間であり、申立期間①及び②前後の期間はいずれも納付済みである。

さらに、申立期間③については、オンライン記録により、申立人は、昭和 61 年 2 月 6 日に任意加入被保険者の資格を取得したことが確認でき、保険料を納付しようとする意思があったことがうかがえる。

加えて、申立人の申立期間③に係る資格取得の記録が、申立人の夫の国民年金手帳に誤って記載されており、事務処理が適切に行われなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの期間、60 年 4 月から 61 年 8 月までの期間、同年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 8 月まで  
③ 昭和 61 年 10 月及び同年 11 月

私が 20 歳になったときに、母が国民年金の加入手続を行ってくれ、当初は国民年金保険料も納付してくれていた。いつから自分で納付するようになったかは覚えていないが、申立期間①が未納とされていることは納得できない。

また、申立期間②及び③については、夫と私の二人分の保険料を一緒に納付していたのに、私だけが未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になって以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さが認められる。

また、申立期間①については、A 市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間①前後の期間を過年度納付していることが確認できる。同名簿には「個人納付書送付 53. 1～3」と記載されており、申立期間①についても過年度納付書が発行されていたことが確認できる。

さらに、申立期間②及び③については、申立人の夫は、同期間の保険料を納付済みである上、申立人は、「毎日集金に来ていた B 協同組合の職員に二人分の保険料の納付を依頼した。」と述べているところ、B 協同組合は、「当時、毎日集金を行う職員がおり、集金の際に保険料を預かることはあった。」と述べている。

加えて、申立期間は合計 22 か月と比較的短期間であり、いずれも前後の期間は納付済みであることから、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの期間及び46年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月まで

私の国民年金保険料については、結婚するまでは親が納付しており、結婚後は、自分で納付していたことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間①の前後の期間は国民年金保険料を納付済みであり、3か月と短期間である上、申立人の所持する国民年金手帳において、昭和44年度の国民年金印紙検認台紙が切り離されておらず、申立期間①直前の保険料納付の記録が漏れていたことを訂正するなど、記録管理上、行政側の不手際が認められる。

また、申立期間②については、申立期間②の前後の期間は保険料を納付済みである上、24か月と比較的短期間であることから、申立期間②の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間以外には保険料の未納は無く、国民年金に任意加入するなど、納付意識の高さが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 3375（事案 2915 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月

私は、年金手帳において申立期間に係る国民年金被保険者の資格に係る記録が記載され、A区の捺印があるように、平成3年夏頃にA区役所で第3号被保険者の種別変更手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずなのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間は、平成9年2月26日に申立人の国民年金被保険者資格の種別変更処理が行われたことから第1号被保険者とされた期間であり、変更処理が行われた時点では時効により国民年金保険料を納付することができないこと、ii) A区役所では過年度分の保険料の納付書は発行していない上、区役所窓口及び区庁舎内の銀行派出所では過年度分の保険料を納付することはできないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年10月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、オンライン記録により、申立人の第3号被保険者の平成2年3月の資格喪失及び同年4月の資格取得の処理が9年2月26日に行われていることが確認できることから、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」の申立期間に係る第1号被保険者の資格取得及び資格喪失の欄には、8年3月以前に居住していたA区の捺印があり、申立人が実際にA区役所に年金手帳を持参した際に記載及び捺印されたものと推認できることから、行政側に記録管理の不備があったことがうかがえる。

また、申立人がA区に居住していた期間のうち、平成3年3月25日か

ら4年4月末までは申立期間の保険料を納付することが可能な上、申立人は、申立期間以外に国民年金加入期間に未納は無く、任意加入をして保険料を納付しているなど、納付意識の高さが認められることから、1か月と短期間である申立期間の保険料を納付した可能性を必ずしも否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和44年8月21日、資格喪失日の記録を同年12月15日とし、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月21日から同年12月15日まで

私は、昭和38年3月にA社に入社し、平成15年2月まで同社及びその関連事業所に勤務していたが、昭和44年7月21日付けでD社（現在は、E社）F工場からA社G工場への異動が発令され、その後転勤した際の厚生年金保険の加入記録が4か月欠落しているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令書（昭和44年7月21日付けでD社が交付）及び44年分給与所得の源泉徴収票（A社G工場発行）並びに元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社及びその関連会社のD社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社G工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和44年12月15日であるところ、申立人よりも前に赴任し当該事業所の開設準備に当たっていた元同僚は、「A社G工場は、その開設までの間、同社C工場（本社）の出張所として扱われ、同社C工場から給与が支給されていた。申立人は、44年8月に着任し、私と同様に同社C工場から給与が支給されていた。」と供述していることから、A社は、同社G工場が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、申立人を同社C工場に

在籍させる取扱いとしていたことがうかがえる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、源泉徴収票に記載されている社会保険料等の額から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届や取得届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の喪失及び取得の届出は行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年8月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年8月31日から23年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（事務所）（現在は、B社（事務所））における資格取得日に係る記録を22年8月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正2年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和20年4月15日から22年4月1日まで  
② 昭和22年8月31日から23年2月1日まで

私の父は、申立期間①は、2年間も無職だったということは考えられず、C事業所又はA社に勤務していたと思う。申立期間②は、A社において途中で辞めることなく、継続して勤務していた。当時の辞令を提出するので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行なったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄に「転勤」の記載があること、及び申立人の子から提出された人事異動辞令、賃金改定辞令から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和22年8月31日に同社（工場）から同社（事務所）に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和23年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、C事業所は、昭和20年4月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立人と同日に資格喪失している元同僚は、「20年4月15日の空襲でC事業所は焼失してしまい、そのときに私は同社を辞めた。」と供述している。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和22年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①は適用事業所になる前の期間である。

また、A社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得した17人は、いずれも死亡又は所在不明であり、当時の状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年12月、43年2月から同年11月までの期間、44年2月から同年10月までの期間、45年2月から同年11月までの期間、46年1月から同年5月までの期間、同年7月、同年9月及び同年10月、47年2月、同年4月及び同年5月、48年1月から49年5月までの期間、同年7月から同年9月までの期間、51年6月、52年5月から53年6月までの期間、同年10月から54年3月までの期間、同年5月から同年11月までの期間、55年1月から56年2月までの期間、同年5月から61年7月までの期間、同年9月から63年12月までの期間、平成元年3月から3年8月までの期間、同年10月及び同年11月、4年2月、同年4月、同年7月から同年10月までの期間、5年1月から同年10月までの期間、6年3月及び同年4月、同年7月及び8年1月から同年9月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を昭和42年12月及び43年2月から同年6月までの期間は1万6,000円、同年7月及び同年8月は1万8,000円、同年9月から同年11月までの期間は2万2,000円、44年2月は2万4,000円、同年3月から同年5月までの期間は2万8,000円、同年6月は3万3,000円、同年7月及び同年8月は3万円、同年9月は3万3,000円、同年10月は4万2,000円、45年2月から同年4月までの期間は3万3,000円、同年5月は3万6,000円、同年6月は4万2,000円、同年7月及び同年8月は3万6,000円、同年9月は3万9,000円、同年10月は4万5,000円、同年11月は3万9,000円、46年1月は4万2,000円、同年2月は5万6,000円、同年3月は4万2,000円、同年4月は3万6,000円、同年5月、同年7月及び同年9月は4万8,000円、同年10月、47年2月、同年4月、同年5月及び48年1月は5万2,000円、同年2月から同年4月までの期間は6万4,000円、同年5月及び同年6月は6万8,000円、同年7月は8万6,000円、同年8月は7万2,000円、同年9月及び同年10月は8万6,000円、同年11月から49年3月までの期間は7万2,000円、同年4月、同年5月、同年7月から同年9月までの期間及び51年6月は8万円、52年5月は16万円、同年6月は19万円、同年7月から同年9月までの期間は16万円、同年10月及び同年11月は17万円、同年12月及び53年1月は20万円、同年2月は19万円、同年3月は22万円、同年4月及び同年5月は20万円、同年6月は19万円、同年10月は20万円、同年11月は22万円、同年12月は20万円、54年1月は24万円、同年2月は20万円、同年3月は24万円、同年5月は26万円、同年6月は20万

円、同年7月は22万円、同年8月は24万円、同年9月及び同年10月は22万円、同年11月は24万円、55年1月は22万円、同年2月は24万円、同年3月から同年6月までの期間は22万円、同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は22万円、同年10月は19万円、同年11月は20万円、同年12月は19万円、56年1月、同年2月及び同年5月から同年7月までの期間は22万円、同年8月は24万円、同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月及び同年12月は24万円、57年1月は22万円、同年2月は20万円、同年3月から同年6月までの期間は22万円、同年7月は20万円、同年8月から同年11月までの期間は22万円、同年12月は24万円、58年1月及び同年2月は22万円、同年3月及び同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月は28万円、同年10月は26万円、同年11月から59年1月までの期間は24万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月は24万円、同年5月及び同年6月は22万円、同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月及び同年10月は24万円、同年11月は22万円、同年12月は24万円、60年1月は26万円、同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月から同年6月までの期間は22万円、同年7月は26万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月は20万円、同年11月は19万円、同年12月は20万円、61年1月は22万円、同年2月は19万円、同年3月は28万円、同年4月は30万円、同年5月から同年7月までの期間は22万円、同年9月は26万円、同年10月及び同年11月は24万円、同年12月から62年2月までの期間は26万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月から同年9月までの期間は26万円、同年10月は28万円、同年11月は26万円、同年12月は30万円、63年1月は26万円、同年2月及び同年3月は24万円、同年4月から同年7月までの期間は26万円、同年8月は28万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月及び同年12月は30万円、平成元年3月は34万円、同年4月は26万円、同年5月は30万円、同年6月は34万円、同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月は24万円、同年10月は34万円、同年11月及び同年12月は28万円、2年1月は24万円、同年2月は30万円、同年3月から同年5月までの期間は36万円、同年6月は32万円、同年7月は36万円、同年8月は28万円、同年9月は36万円、同年10月から3年4月までの期間は26万円、同年5月は32万円、同年6月は38万円、同年7月は44万円、同年8月は34万円、同年10月、同年11月、4年2月及び同年4月は41万円、同年7月は38万円、同年8月は26万円、同年9月は38万円、同年10月は41万円、5年1月は44万円、同年2月及び同年3月は41万円、同年4月は44万円、同年5月から同年7月までの期間は38万円、同年8月は34万円、同年9月は38万円、同年10月は44

万円、6年3月及び同年4月は41万円、同年7月は44万円、8年1月及び同年2月は38万円、同年3月から同年5月までの期間は36万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月及び同年9月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月1日から平成15年4月1日まで  
私は、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していた期間について、ねんきん定期便で確認した標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より多くの額が私の給与から控除されている。給料支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書における報酬額及び厚生年金保険料控除額から、昭和42年12月及び43年2月から同年6月までの期間は1万6,000円、同年7月及び同年8月は1万8,000円、同年9月から同年11月までの期間は2万2,000円、44年2月は2万4,000円、同年3月から同年5月までの期間は2万8,000円、同年6月は3万3,000円、同年7月及び同年8月は3万円、同年9月は3万3,000円、同年10月は4万2,000円、45年2月から同年4月までの期間は3万3,000円、同年5月は3万6,000円、同年6月は4万2,000円、同年7月及び同年8月は3万6,000円、

同年9月は3万9,000円、同年10月は4万5,000円、同年11月は3万9,000円、46年1月は4万2,000円、同年2月は5万6,000円、同年3月は4万2,000円、同年4月は3万6,000円、同年5月、同年7月及び同年9月は4万8,000円、同年10月、47年2月、同年4月、同年5月及び48年1月は5万2,000円、同年2月から同年4月までの期間は6万4,000円、同年5月及び同年6月は6万8,000円、同年7月は8万6,000円、同年8月は7万2,000円、同年9月及び同年10月は8万6,000円、同年11月から49年3月までの期間は7万2,000円、同年4月、同年5月、同年7月から同年9月までの期間及び51年6月は8万円、52年5月は16万円、同年6月は19万円、同年7月から同年9月までの期間は16万円、同年10月及び同年11月は17万円、同年12月及び53年1月は20万円、同年2月は19万円、同年3月は22万円、同年4月及び同年5月は20万円、同年6月は19万円、同年10月は20万円、同年11月は22万円、同年12月は20万円、54年1月は24万円、同年2月は20万円、同年3月は24万円、同年5月は26万円、同年6月は20万円、同年7月は22万円、同年8月は24万円、同年9月及び同年10月は22万円、同年11月は24万円、55年1月は22万円、同年2月は24万円、同年3月から同年6月までの期間は22万円、同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は22万円、同年10月は19万円、同年11月は20万円、同年12月は19万円、56年1月、同年2月及び同年5月から同年7月までの期間は22万円、同年8月は24万円、同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月及び同年12月は24万円、57年1月は22万円、同年2月は20万円、同年3月から同年6月までの期間は22万円、同年7月は20万円、同年8月から同年11月までの期間は22万円、同年12月は24万円、58年1月及び同年2月は22万円、同年3月及び同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月は28万円、同年10月は26万円、同年11月から59年1月までの期間は24万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月は24万円、同年5月及び同年6月は22万円、同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月及び同年10月は24万円、同年11月は22万円、同年12月は24万円、60年1月は26万円、同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月から同年6月までの期間は22万円、同年7月は26万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月は20万円、同年11月は19万円、同年12月は20万円、61年1月は22万円、同年2月は19万円、同年3月は28万円、同年4月は30万円、同年5月から同年7月までの期間は22万円、同年9月は26万円、同年10月及び同年11月は24万円、同年12月から62年2月までの期間は26万円、

同年3月及び同年4月は28万円、同年5月から同年9月までの期間は26万円、同年10月は28万円、同年11月は26万円、同年12月は30万円、63年1月は26万円、同年2月及び同年3月は24万円、同年4月から同年7月までの期間は26万円、同年8月は28万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月及び同年12月は30万円、平成元年3月は34万円、同年4月は26万円、同年5月は30万円、同年6月は34万円、同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月は24万円、同年10月は34万円、同年11月及び同年12月は28万円、2年1月は24万円、同年2月は30万円、同年3月から同年5月までの期間は36万円、同年6月は32万円、同年7月は36万円、同年8月は28万円、同年9月は36万円、同年10月から3年4月までの期間は26万円、同年5月は32万円、同年6月は38万円、同年7月は44万円、同年8月は34万円、同年10月、同年11月、4年2月及び同年4月は41万円、同年7月は38万円、同年8月は26万円、同年9月は38万円、同年10月は41万円、5年1月は44万円、同年2月及び同年3月は41万円、同年4月は44万円、同年5月から同年7月までの期間は38万円、同年8月は34万円、同年9月は38万円、同年10月は44万円、6年3月及び同年4月は41万円、同年7月は44万円、8年1月及び同年2月は38万円、同年3月から同年5月までの期間は36万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月及び同年9月は36万円にすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち昭和42年6月から同年11月までの期間、43年1月、同年12月及び44年1月、同年11月から45年1月までの期間、46年6月、同年8月、同年11月、47年1月、同年3月、49年6月、同年10月及び同年11月、50年1月から同年3月までの期間、同年5月から51年5月までの期間、同年8月から同年12月までの期間、平成8年10月から9年1月までの期間、同年3月から10年2月までの期間、同年5月から同年8月までの期間、同年10月から11年7月

までの期間、同年9月から12年2月までの期間、同年4月から同年9月までの期間、13年5月、14年2月、同年4月及び同年9月から15年3月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額、給料支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれよりも高い額又は同額であることから特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和45年12月、46年12月、47年6月から同年12月までの期間、49年12月、50年4月、51年7月、52年1月から同年4月までの期間、53年7月から同年9月までの期間、54年4月、同年12月、56年3月及び同年4月、61年8月、平成元年1月及び同年2月、3年9月、同年12月及び4年1月、同年3月、同年5月及び同年6月、同年11月及び同年12月、5年11月から6年2月までの期間、同年5月及び同年6月、同年8月から7年12月までの期間、9年2月、10年3月及び同年4月、同年9月、11年8月、12年3月、同年10月から13年4月までの期間、同年6月から14年1月までの期間、同年3月及び同年5月から同年8月までの期間については、給料支払明細書が無いことから、報酬月額及び保険料控除額は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、上記1の期間を除く期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は申立人が昭和20年8月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月1日から20年8月26日まで

私は、昭和17年4月に、A県にあったB社C事業所にD（職種）として入社した。しかし、戦争でA県が危険になったため、19年3月頃にE県F市にあった同社G工場に転勤となった。さらに20年6月頃に同社H工場に転勤して終戦を迎えた。同社G工場と同社H工場に勤務した期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のB社C事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和19年3月1日となっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人が同日に資格を喪失したことが確認できる。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の資格喪失日は、B社C事業所において、昭和20年8月26日と記載されている。

また、申立人は、「戦争でA県が危険になり、昭和19年3月頃からE県F市にあったB社G工場に転勤となった。さらに20年6月頃に同社H工場に転勤して終戦を迎えた。」と供述しているところ、申立人が氏名を覚えていた元部下は、オンライン記録により、19年10月1日から20年

8月 15 日まで、同社G工場において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人の供述と符合する。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 20 年 8 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者台帳の記録から 50 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月26日から同年5月1日まで

私は、平成7年3月にA社に入社後、B社に出向し、8年3月26日に再びA社に戻ったが、同社における厚生年金保険の二度目の被保険者資格取得日が同年5月1日となっている。申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社及びB社から業務委託を受け、人事を含めた店舗管理を行っていたC社から出向していた申立人の上司は、「申立人のB社からA社への異動は自分が命じた、空白の期間は無いはずである。」と供述していることから、申立人は、両社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、上記元上司の証言、申立人と同時期にB社からA社へ異動となった元同僚の厚生年金保険の加入記録及び本人の供述から、平成8年3月26日とすることが妥当である。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、申立期間当時の二人の事業主のうち一人は

死亡、もう一人は所在が不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を63万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月10日

私は、平成13年6月から20年11月末までA社に勤務していたが、17年12月10日の賞与に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。厚生年金保険料控除が確認できる賞与支給明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額は、平成17年12月10日の賞与支給明細書により、63万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 千葉厚生年金 事案 3316

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月15日は65万円、17年6月15日は52万円、同年12月16日は65万円、18年6月15日は52万円、同年12月15日は65万円及び19年6月15日は52万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日  
② 平成17年6月15日  
③ 平成17年12月16日  
④ 平成18年6月15日  
⑤ 平成18年12月15日  
⑥ 平成19年6月15日

私は、申立期間の賞与分の諸給与明細書において、厚生年金保険料が控除されているのに、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与に係る諸給与明細書により、申立人は、平成16年12月15日、17年6月15日、同年12月16日、18年6月15日、同年12月15日及び19年6月15日にA事業所から賞与を支給され、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立期間の賞与に係る諸給与明細書により、申立期間①は65万円、申立期間②は52万円、申立期

間③は 65 万円、申立期間④は 52 万円、申立期間⑤は 65 万円及び申立期間⑥は 52 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年4月30日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（その後、B社）における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から同年6月1日まで  
② 昭和28年4月30日から同年7月1日まで  
③ 昭和32年から同年9月24日まで

私は、A社に昭和27年4月頃から勤務していたのに厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年6月1日になっている。また、資格喪失日が28年4月30日になっているが、次の職場であるC市役所に就職する直前までA社に勤務しており、申立期間②が厚生年金保険の加入期間でないことは納得できない。さらに、申立期間③についてはD事業所に勤務していたのに厚生年金保険の加入期間となっていないので、合わせて調査をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間②については、A社の元事業主の回答により、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は「当時、高校2年生の妹と二人暮らしであり、A社で働いて給料収入を得ないと生活できない状況にあり、次の勤務先であるC市役所に勤務する直前の昭和28年6月30日まで同社で勤務していた。勤務形態及び業務形態に変更はなかった。」と申述しているところ、当該事業所の元事業主は、申立期間②当時の申立人の申述について認めて

いる。

さらに、当該事業所の元役員は、「私は資格取得した月から退職する月まで厚生年金保険料を給与から控除されており、申立人についても資格取得した月から退職する月まで給与から保険料を控除されていると思う。」と供述している上、当時の同僚は、「申立人のことは知っている。昭和 28 年夏頃に申立人が辞めたので、申立人がしていた E（作業）を私がすることになった。」と供述しているところ、申立期間②について、当該同僚の厚生年金保険の被保険者期間は継続しており、欠落は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 28 年 3 月の社会保険事務所（当時）の記録から 4,500 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、A 社の元事業主及び元同僚の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の元事業主及び元同僚は、申立人について「当初は学生だったのでアルバイトのような待遇で勤務していた。」と供述している。

また、A 社は昭和 26 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、同年 4 月 1 日に入社した元同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日が、同年 10 月 20 日になっているなど、適用事業所となった日に在籍していた者全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことが確認できる。

さらに、元事業主及び元役員は、「総務事務関係のことは、担当者一人に任せていたので、申立人の資格取得日が昭和 27 年 6 月 1 日、資格喪失日が 28 年 4 月 30 日で処理されている事由については分からない。」と供述している上、その担当者は既に死亡しているため申立人の当該期間における保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③については、申立人は、D事業所の業務内容について具体的に記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が申述した所在地にあったD事業所は昭和 55 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③は適用事業所になる前の期間である。

また、申立人の記憶から事業主等を特定することができず、聞き取り調査を行うことができないことから、申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月1日から同年9月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を同年1月1日、資格喪失日に係る記録を同年9月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から39年10月1日まで

私は、昭和37年7月から39年9月末日までA社B出張所に勤務し、オンライン記録において、記録上、国民年金保険料が未納となっている38年10月から同出張所を退職した39年9月末日までの期間に厚生年金保険に加入していたはずであるが、その記録が欠落している。同出張所から交付された同年1月分と思われる給与支払明細表を提出するので、記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立人から提出された「A社B出張所」と印字されている「1月分給与支払明細表」（年は未記入）により、申立人がA社B出張所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、申立人の妻は、申立人が i) 申立期間当初はC事業所に勤務していたこと、 ii) 昭和39年1月上旬にD県E郡F町（現在は、G市）所在のH（施設）の建設現場に係長として単身赴任したこと、 iii) A社B出張所の給与支給日である同年9月25日に家族の元に戻ったことなど、申立人の当該出張所における勤務環境及び退職時の状況について具体的に記憶しているところ、A社は、「H（施設）は、当社が建設主体となり、同年1月1日から40年3月31日までを工期として新築した。

また、B出張所の給与支払日は毎月25日であった。」と回答している上、申立人は、「A社 H（施設）」名義の名刺を保有していることから、申立人は39年1月から同年9月25日までの期間について、当該事業所に勤務していたと推認でき、申立人から提出された「1月分給与支払明細表」は、同年1月分のものと考えられる。

さらに、A社において申立期間当時、H（施設）の建設現場に勤務していた同僚は、「申立人は、私がI（職種）として着任した昭和39年4月には、責任者的な立場で勤務していた。私の着任後、1か月から2か月で退職したということはない。」と供述している上、元同僚が記憶していた当該建設現場における別の元同僚は、「私は、昭和39年秋口に申立人が退職することになり、その後任として着任した。申立人とは業務の引継ぎのため短期間であるが一緒に勤務した。」と供述しているところ、オンライン記録によると、当該元同僚がH（施設）の建設現場に着任した当時から申立人と一緒に勤務している期間についても、当該元同僚の厚生年金保険の被保険者記録は継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月1日から同年9月25日までの期間についてA社B出張所に勤務し、当該期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細表に記載されている保険料控除額から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料を事業主が納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年1月から同年8月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれらの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和38年10月から39年1月1日までの期間においては、申立人は現場採用の被用者であり、臨時的雇用形態であったと判断される上、申立人は、当該期間に係る元同僚の正確な氏名を記憶していないため、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得及び保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間のうち、昭和 39 年 9 月 25 日から同年 10 月 1 日までの期間において、申立人の妻は、「夫は、39 年 9 月 25 日に同年 9 月分の給料を受け取り、A 社 B 出張所を辞めて家族の元に戻って来た。」と供述しており、当該期間に在職していたことを確認できる資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 38 年 10 月から 39 年 1 月 1 日までの期間及び同年 9 月 25 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月26日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年7月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和48年9月30日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月26日から同年8月1日まで  
② 昭和48年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和41年4月にA社に入社して、42年3月に子会社のC社に転勤した。その後、44年7月26日にA社に戻ってきたときの厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年8月1日になっていることはおかしいと思うので調査してほしい。また、48年10月1日に同じく子会社であるD社に転勤したが、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年9月30日になっている。平成16年5月に退職するまで継続して勤務してきたので、合わせて調査をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社からの回答、申立人から提出されたA社の名称が入った「44年8月分給与明細書」及び退職計算書から判断す

ると、申立人はグループの事業所に継続して勤務し（C社からA社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の供述及び申立人から提出された「44年8月分の給与明細書」の出勤日数の内訳から昭和44年7月26日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和44年8月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、B社からの回答、申立人から提出されたA社の名称が入った「49年9月分給与明細書」及び退職計算書から判断すると、申立人はグループの事業所に継続して勤務し（A社からD社に異動）、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人のA社及びD社に係る雇用保険の加入記録から昭和48年10月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和48年8月の社会保険事務所の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和48年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年8月までの期間及び19年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月から同年8月まで  
② 平成19年4月から同年6月まで

私は平成14年及び19年に町役場で国民年金保険料の免除申請を行ったのに、22年に届いた「国民年金加入記録に係る調査確認結果」によれば申立期間が未納となっている。申立期間が免除ではなく未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年及び19年に町役場で国民年金保険料の免除申請を行ったと申述しているが、14年当時の免除期間に係る事務の取扱いについては、申請のあった日の属する月の前月から免除の対象期間となっているところ、オンライン記録によると、申立人の14年における免除申請日は10月9日であり、この場合、申請日の前月である同年9月から翌15年6月までの期間が免除となり、オンライン記録と事務上の取扱いとに齟齬は無い上、免除記録の取消等の不自然な処理を行った形跡は見当たらない。

また、平成19年当時の免除期間に係る事務の取扱いについては、申請月が1月から6月の場合は前年7月から当年6月までの期間を、申請月が7月から12月の場合は当年7月から翌年6月までの期間が免除の対象期間となっていたところ、オンライン記録によると、申立人の19年における免除申請日は10月11日であり、この場合、同年7月から翌20年6月までの期間が免除となり、オンライン記録と事務上の取扱いとに齟齬は無い上、免除記録の取消等の不自然な処理を行った形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資

料（免除申請書の本人控、免除承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から55年9月までの期間及び56年1月から58年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から55年9月まで  
② 昭和56年1月から58年12月まで

私と夫は、昭和57年から58年頃に区役所で過去の国民年金保険料を何か月分でも納付できると職員から説明を受け、当時実施されていた国民年金保険料の納付特例により、58年4月に金融機関から80万円を引き出し、私の夫が夫婦二人分の申立期間の保険料を全て納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年4月に、申立人の夫が夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を特例納付により全て納付したと主張しているところ、過去において特例納付は3回実施されているが、申立人の夫が申立期間の保険料を納付したとする58年には特例納付は実施されておらず、申立期間の保険料を特例納付により一括して納付したとは考え難い。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から10年3月までの期間、11年8月から同年9月までの期間及び12年11月から14年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年8月から10年3月まで  
② 平成11年8月から同年9月まで  
③ 平成12年11月から14年5月まで

私は平成18年10月末に会社を退職後、すぐにA市B区役所で国民年金の加入手続を行った。その際に職員から、私の国民年金保険料の未納期間は6か月のみであると説明を受けたのに、その6か月以外に29か月も未納とされている期間があることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料については送付されてきた納付書により納付し、当該期間のうち一部納付できなかった期間については、申立期間③の保険料と合わせA市C区において集金人に数回にわたり納付したと申述しているところ、オンライン記録において、申立期間①、②及び③の納付記録の取消等の不自然な事務処理を行った形跡は見受けられない。

また、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後であり、保険料の収納事務の電算化が図られた後であることから、年金記録事務における事務処理の機械化が促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は低い。

さらに、申立期間は3回、合わせて29か月と長期間である上、申立人は申立期間に係る加入手続及び納付についての記憶が定かでないことから、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から45年3月までの期間、同年10月から53年3月までの期間、54年4月から55年9月までの期間及び56年1月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年2月から45年3月まで  
② 昭和45年10月から53年3月まで  
③ 昭和54年4月から55年9月まで  
④ 昭和56年1月から59年3月まで

私と妻は、昭和57年から58年頃に区役所で過去の国民年金保険料を何か月分でも納付できると職員から説明を受け、当時実施されていた国民年金保険料の納付特例により、58年4月に金融機関から80万円を引き出し、私が夫婦二人分の申立期間の保険料を全て納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年4月に、申立人が夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を特例納付により全て納付したと主張しているところ、過去において特例納付は3回実施されているが、申立人が申立期間の保険料を納付したとする58年には特例納付は実施されておらず、申立期間の保険料を特例納付により一括して納付したとは考え難い。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から63年3月まで

昭和57年4月頃、専門学校を卒業したばかりの私は、年金のことは無関心であったが、母が私の将来の生活のためにと国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月納付してくれた。母が黒い枠で囲まれた横長の納付書で、保険料を納付してくれていたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和63年9月1日に払い出されたことが確認でき、同時期に国民年金の加入手続が行われたことが推認できることから、加入時点において申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の母は、加入手続の時期及び保険料の納付に係る記憶が曖昧であり、申立期間に係る具体的な納付状況が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3381 (事案 1760 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から同年8月までの期間、43年10月から44年7月までの期間及び49年1月から50年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から同年8月まで  
② 昭和43年10月から44年7月まで  
③ 昭和49年1月から50年6月まで

昭和50年3月か同年4月頃、私の夫が国民年金の特例納付のことを聞き、二人でA区B出張所(当時)において、国民年金の加入手続を行い、特例納付をするために銀行から現金を引き出して特例納付の保険料として約12万円を同出張所で納付した。前回の申立てに対する回答(年金記録に係る確認申立てについて(通知))では、私の国民年金手帳記号番号は加入手続を行った50年ではなく、51年に払い出されているとのことであるが、その回答は信用できない。

私が昭和50年にA区B出張所で国民年金の加入手続を行い、保険料を一括納付したことは事実である。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、C社会保険事務所(当時)が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から昭和51年7月9日であることが確認でき、この時期に特例納付は実施されていないこと、ii) 申立期間は国民年金に未加入の期間であるため、国民年金保険料を納付することはできないこと、iii) 50年に月額4,000円で合計約12万円を特例納付したとするが、49年から50年にかけて実施された第2回特例納付時の法定保険料額とは大きく異なっていること、iv) 申立人が申述している特例納付保険料月額4,000円は53年から55年にかけて実施された第3回特例納付時の法定保険料額と一致するが、その当時、申立人はA区には居住しておらず、A区B出張所で特例納付したとは考え難いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月28日付けで年金記録の訂正は

必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立人は前回の審議結果において、国民年金手帳記号番号の払出日が、自身が加入手続をしたと記憶している昭和 50 年 3 月又は同年 4 月ではなく、51 年 7 月とされていることは信用できないとして再申立てを行っているところ、オンライン記録において、申立人の前後の被保険者の加入時期について調査した結果、申立人の手帳記号番号の、
- i) 98 番前の被保険者の生年月日は 31 年 1 月 29 日であり、20 歳到達により国民年金被保険者の資格を取得していることから、当該被保険者の国民年金の加入手続は 51 年 1 月以降であることが推認できること、
  - ii) 9 番後の被保険者は 51 年 4 月 1 日に国民年金被保険者の資格を取得しており、同年 3 月 31 日まで厚生年金保険被保険者であったことから、当該被保険者の国民年金の加入手続は同年 4 月以降であることが推認できること、
  - iii) 42 番後の被保険者の生年月日は 31 年 5 月 24 日であり、20 歳到達により国民年金被保険者の資格を取得していることから、当該被保険者の国民年金の加入手続は 51 年 5 月以降であることが推認できること、
  - iv) 64 番後の被保険者は 51 年 6 月 28 日に国民年金の任意加入被保険者となっており、任意加入においては遡及して加入することはできず、同年 6 月に加入の申出を行っていることが推認できることから、申立人の手帳記号番号は、少なくとも 51 年 4 月以降に払い出されたものと考えられる上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」の欄外に「所得比例 51 年 6 月から」と記入されており、当時の国民年金法において、所得比例保険料(付加保険料)は、その納付を申し出た日の属する月以降の各月について納付することができるとされているところ、オンライン記録において、申立人は昭和 51 年 6 月分から付加保険料を含めて国民年金保険料を納付している上、申立人が所持する領収証書により、50 年 7 月から 51 年 3 月までの保険料は同年 8 月に納付していることが確認できることから、申立人が 50 年 3 月又は同年 4 月頃に国民年金の加入手続を行ったとは考え難く、51 年 4 月以降に加入手続を行ったと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

このほか、申立期間について、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等は提出されておらず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3382

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から3年3月まで

私は、申立期間当時は大学生で、A市の親元を離れB市で生活していた。20歳になり国民年金の加入案内が送付され、親の勧めもあり、不測の事態に備えて同市C区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は母が納付していたはずである。平成元年2月から3年3月の間に同市D区へ転居したが、国民年金の住所変更手続を怠ったため、申立期間の記録が失われた可能性があるので確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は20歳になった際、B市C区で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は申立人の母が納付したと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が平成3年4月1日と記載されており、同市D区役所の国民年金収滞納一覧表の記載及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母は、保険料を納付していたかどうか覚えていないと申述しており、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3383

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から4年3月までの国民年金保険料は、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から4年3月まで

私は 20 歳のとき、大学生であったがそれなりの収入があったので国民年金保険料を納付していた記憶がある。

当時住んでいた、A市に国民年金の加入記録があるはずなので確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人に係る国民年金の被保険者資格及び国民年金保険料の納付記録は無く、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されたこととはうかがえない上、A市において申立人に係る国民年金被保険者名簿は確認できない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付について具体的に覚えていない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から55年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から55年1月まで

私は、昭和50年4月に会社を退職後、52年頃に国民年金の加入手続きを行い、毎月、郵便局で国民年金保険料を納付していた。また、会社を退職してから国民年金に加入するまでの期間については、2年間は遡って保険料を納付できることを知り、2年分をまとめて納付したはずであるので、申立期間が未加入で未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳には55年2月12日に国民年金の被保険者資格を任意で取得したことが記載されており、A市の保管する国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付方法の記憶は不鮮明なため、申立期間の加入手続き及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から63年7月までの期間及び平成元年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年1月から63年7月まで  
② 平成元年4月から同年8月まで

私は、最初に勤めた会社を退職する際、国民年金に加入し国民年金保険料を納付するように教えられたことから、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料はきちんと納付してきたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時、A市及びB市に居住していたと述べているところ、オンライン記録によると、申立期間以前の住所地であるC市からA市への住所変更が、申立期間後の平成2年10月に行われている上、申立人の所持する年金手帳の住所欄にC市以外の住所の記載が無く、申立期間当時、国民年金の住所変更手続きを行った形跡はうかがえない。

また、第3号被保険者の該当処理が申立期間後の平成3年2月27日に行われており、この時点を基準にすると、申立期間①は時効により保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、全く覚えていないと申述しており、申立期間の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3386

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から44年3月まで

私は、昭和43年11月に嫁ぎ、当時、義父から「A村役場（当時）の職員が自宅に来たから、国民年金保険料を払ったからな。」と言われたことを覚えている。家の事のほとんどを取り仕切っていた義父は、既に亡くなっており詳細は分からないが、申立期間の納付記録を確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳には、昭和43年12月3日交付と記載されており、同日に申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認されるどころ、同手帳の昭和43年度の国民年金印紙検認記録欄には検認印が無く、印紙検認台紙が切り取られ、44年6月23日付けA村（当時）の割印があることから、この時点では、申立期間のうち、現年度保険料で納付することができた43年4月から44年3月までの期間は未納であったことが推認できる。

また、同手帳に昭和39年11月27日強制取得の記載があることから、加入手続の際、遡って被保険者資格を取得したことが推認されるどころ、加入手続時点で、申立期間のうち42年11月から43年3月までの期間の保険料は過年度納付することが可能であるが、既に時効で納付できない39年11月から41年9月までの期間と連続した長期の未納期間の一部であったことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の義父は既に亡くなっているため、申立期間の保険料の納付状況は不明である上、B市

の保管する国民年金被保険者台帳において、申立期間は未納とされており、過年度納付が行われた形跡も見当たらない。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年3月まで

私は、仕事を辞めてすぐの昭和57年4月頃、A市役所の本庁又は支所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付の詳細（納付方法、納付場所等）については覚えていないが、間違いなく定期的に納付していたはずである。年金手帳の「被保険者になった日」の記載を国民年金の被保険者資格の証明と思い込んでいたため、国民年金保険料領収証書を廃棄したことを後悔している。申立期間が未納とされていることは納得できないので納付記録を確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年4月頃にA市において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳の国民年金記号番号の箇所に「B課」（同課の管轄は、C区、D区及びE区）の押印があり、住所欄にもE区の住所が記載されていること、及び申立人の国民年金記号番号の前後の被保険者の記録から、申立人の国民年金の加入手続は58年5月頃にE区において行われたものと推認されることから、57年4月頃にA市で加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の主張と相違する。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を定期的に納付していたと述べているところ、納付場所、納付方法等の記憶は不鮮明なため、申立期間の納付状況は不明である上、E区の保管する「年度別納付状況リスト」（昭和

59年5月10日現在)には、申立期間は未納と記録されていることから、同時点までに過年度納付が行われた形跡はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3388

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から53年3月まで

私は、大学卒業後アルバイトをしていたため、父が私の老後を心配し、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。昭和53年度以降の保険料は納付済みとなっているので、申立期間の保険料も納付しているはずであり、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和54年9月頃であり、同時点で、申立期間の国民年金保険料は第3回特例納付及び過年度納付により納付することは可能であるが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする申立人の父は既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の特殊台帳及びA市の被保険者名簿には特例納付をうかがわせる記載は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から 59 年 12 月までの期間及び 60 年 1 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から 59 年 12 月まで  
② 昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、短期大学の先生に勧められて 20 歳のときに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を A 銀行 B 支店で毎月納付していた。昭和 50 年 3 月に短期大学卒業後、C（職種）として 3 年間勤め、その後、アルバイトをしながら少ない収入の中から保険料を納付していたのに、年金記録において国民年金の資格取得日が 60 年 1 月にされ、申立期間①が未加入、申立期間②が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳のときに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月納付していたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 8 月 11 日に D 市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の手帳記号番号の第 3 号被保険者の該当処理日から、申立人は加入手続を同年 9 月頃に行ったものと推認でき、申立人の主張とは相違する。

また、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付したことがないと述べており、昭和 61 年 9 月頃に加入手続を行った時点で、現年度納付することが可能な同年 4 月の保険料から納付を開始したものと推認できる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3390

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から63年9月まで

私は、昭和59年9月にA社に就職し、同社が厚生年金保険に適用されるまでの申立期間の国民年金保険料は、銀行に口座振替を勧められ、60年4月から口座振替による納付を開始した。申立期間の保険料は納付しているはずであり、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年6月26日にB市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は同年11月頃に行われ、この際、申立人は同年9月16日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが推認できる。

また、申立人は、B市役所の国民年金窓口で口座振替による納付手続を行い、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付したと申述しているところ、申立人から提出された昭和59年度から62年度までの国民年金保険料納入通知書において、申立期間に係る保険料が納付されていたことは確認できない上、口座振替の申込手続が完了している場合は、次年度以降の納付通知書が送付されることは無い。

さらに、申立人が勤務していたA社の事業主は、「申立期間当時、社員は国民年金に加入していた。」と供述しているが、当該事業所における元同僚の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況からは、申立人が申立期間の保険料を納付していたと推認することは困難である。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が

払い出された事情はうかがえない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から同年10月までの期間及び2年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年6月から同年10月まで  
② 平成2年4月から同年12月まで

私は平成2年6月頃、母がA区役所に行って私の国民年金の加入手続をしてくれた。また、国民年金保険料の納付については、区役所の担当者から分割払いできないと言われたので、母が数か月分の保険料をまとめて納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者の資格記録から平成3年9月頃に行われ、この時点で、元年6月11日に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間①直後の平成元年11月から2年3月までの保険料が3年12月30日に、申立期間②直後の同年1月から同年3月までの保険料が5年2月22日に、それぞれ時効間際に納付されていることから、申立期間①及び②の保険料は時効により納付することはできなかつたものと推認される。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から同年11月まで

私は、昭和57年12月6日にA区役所B出張所で国民年金の任意加入手続を行った。その際2年以内なら遡って国民年金保険料を納付できると言われたので、同年4月から翌年3月までの保険料を数回に分けて納付したが、申立期間が未納とされているので年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳に記載されている国民年金の資格記録及びオンライン記録における申立期間当時の国民年金の資格記録は、平成19年3月に申立人の厚生年金保険の資格記録との統合によって訂正されるまで、昭和54年7月7日強制資格取得、55年4月1日資格喪失、57年4月1日強制資格取得、同年5月21日資格喪失、同年12月6日任意資格取得となっており、当時、申立人が強制加入期間である同年4月の国民年金保険料を納付したことが確認できる。

また、申立人は昭和57年12月6日に任意加入手続を行った後、申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、申立人は同年5月に厚生年金保険の被保険者である夫と結婚しているため、申立期間は国民年金に任意加入の対象期間となることから、制度上遡って加入することはできず、国民年金の未加入期間となるため、保険料を納付することはできない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた事情はうかがえず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3393

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から44年3月まで

私の両親は、役所が決めたことは守る主義であり、私の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

私は大学を卒業して、社会人になったのは23歳であるが、20歳のときから国民年金の被保険者資格を取得しており、大学生であった昭和44年4月から納付済記録とされていること、及び申立期間以外にも未納とされていた期間が納付済みと確認されて記録が訂正されたことがあり、申立期間だけが未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年3月6日にA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の所持する国民年金手帳は同日に発行されていることから、申立人は、同年3月に国民年金に加入したことが推認でき、この時点では、申立期間のうち42年12月以前の期間は、時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、A市の保管する「特例納付状況一覧」（昭和55年12月6日現在）において、申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録とも一致することが確認できる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3320

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 29 日から 43 年 9 月 2 日まで

私は、昭和 41 年 12 月 29 日から 43 年 9 月 2 日まで、A 市 B (当時) に所在した C 社に勤務したが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の勤務先の名称、所在地、業務内容、従業員数などを詳述していることから、勤務期間は特定できないものの、C 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、申立期間当時、A 市に所在する C 社という名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人が唯一氏名を記憶している元事業主は、申立期間に C 社ではなく、別の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を有している上、既に死亡していることから、当該事業所における申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3321 (事案 870 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から49年3月1日まで  
私は、前回、第三者委員会から申立期間については「訂正不要」との決定を受けたが、昭和48年4月から49年2月末までA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、当該事業所は、昭和49年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡し、申立人の申立期間の勤務実態は不明である上、ほかに厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年7月14日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間の始期を昭和48年5月から同年4月に1か月間繰り上げた上、前回の申立てにおいて氏名を挙げた元同僚1名のほか、新たに5名の元同僚の氏名を挙げているが、この6名のうち、3名は既に死亡し、1名は所在不明であり、所在が確認できた2名及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を有する2名の計4名に照会した結果、回答があった3名は、申立人のことを覚えていたものの、勤務期間について具体的な供述は得られなかったことから、申立人の当該事業所における勤務実態を確認できない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3322 (事案 870 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月1日から62年3月1日まで

私は、前回、第三者委員会から申立期間については「訂正不要」との決定を受けたが、昭和61年2月1日から62年3月1日までA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、複数の元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは申立期間中の昭和61年5月1日であること、申立期間中の同年10月2日から次の勤務先の雇用保険に加入していることが確認できること、及び同社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も死亡し、申立人の申立期間当時の勤務実態を確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年7月14日付けで、年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間の始期を昭和60年1月から61年2月に1年間繰り下げた上、新たに元同僚1名の氏名を挙げ、「その同僚は、私が辞める少し前に入社した。」と供述しているところ、当該元同僚は、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった同年5月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるものの、既に死亡していることから、申立人の勤務期間を確認することができない。

また、申立人は、「A社の常務に、B社を紹介されて同社に転職した。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者

名簿において当該常務の氏名は無く、申立人が覚えている電話番号では連絡が取れず、所在が確認できない。

さらに、当該被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を有する元同僚3名に照会したが、回答があった2名のうち1名は、「A社は、社員が10名未満で、一つの部屋で業務を行っていたが、申立人を覚えていない。」と供述している。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 16 日から 32 年 4 月 6 日まで  
私は、昭和 31 年 10 月 16 日にA社（現在は、B社）C工場に就職し、34 年 6 月 20 日までD（部門）においてE（職種）として勤務したが、31 年 10 月 16 日から 32 年 4 月 6 日までの厚生年金保険の加入記録が無い。この間、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された履歴書（昭和 35 年にF町（現在は、G市）役場入庁時に提出）及び申立人が氏名を挙げた複数の元同僚の証言により、申立人は、申立期間にA社C工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた元同僚6名のうち所在が確認できた5名及びA社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日（昭和 32 年 4 月 6 日）に資格取得した10名のうち所在が確認できた4名の計9名に照会した結果、回答があった7名のうち2名は、「申立人と同様に厚生年金保険の資格取得日より前から勤務していた。」と証言していることから、当該事業所では入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該被保険者名簿において、申立期間前の昭和 30 年 11 月 16 日に2名が資格取得した後、32 年 3 月 15 日に1名が資格取得するまでの間に資格取得者はおらず、このあとは、申立人を含む 11 名が同年 4 月 6 日にまとめて資格取得している。

また、B社は、「当時の関係資料を保存していない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 57 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A（職種）制度を利用しながら専門学校に通い、B事業所で働いていた。申立期間②については、昭和 57 年 4 月からC社で、D（職種）として働いていた。申立期間③については、C社勤務中に知り合った方が始めたE社に勤務していた。全ての申立期間について、厚生年金保険に加入していたはずであり、最初に交付された年金手帳は無くしてしまったため、その後の勤務先で新しい年金手帳を交付してもらった記憶があるので厚生年金保険の加入記録を調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間①においてA（職種）として、B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「昭和 56 年 4 月に一緒にA（職種）として入社した人は、5、6名いた。」と供述しているところ、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①において、厚生年金保険被保険者の資格を取得している者は2名だけであることが確認できる。

また、申立期間①に被保険者の資格を取得している者のうち1名は、「私は、昭和 56 年 4 月から1年くらい勤務していたが、A（職種）ではなかった。」と供述している上、同氏は、もう1名の被保険者についても「確かA（職種）ではなかった。」と供述している。

さらに、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間①において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、元同僚は、「申立人とは、C社に入社した時期は全く一緒ではなかったと思うが、大体同じ頃に入社し、退社した時期は一緒であった。また、職種も同じだった。」と供述しており、当該元同僚は、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は「当時の資料は既に破棄した。」と供述していることから、申立人の勤務期間、厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認することはできない。

また、当該元同僚及び当該元同僚が氏名を挙げた別の元同僚については、C社において雇用保険に加入していたことが確認できるが、申立人の同社における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間②において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、元同僚は、「申立人と一緒にC社を退職し、E社に入社した。」と供述していることから、勤務期間は明らかでないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、F 県に所在するE社という事業所は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、当該元同僚は、「E社は、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

また、E社の当時の事業主の所在は不明であることから、厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 6 月から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 45 年 9 月から 47 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 3 月 23 日に A 社に入社し、同社を同年 7 月末に退職後、間を空けることなく同年 8 月 1 日に B 社に入社し、47 年 3 月末まで勤務していたのに、申立期間について厚生年金保険の被保険者とされていないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人が昭和 45 年 3 月 23 日に A 社における厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 6 月 27 日に資格を喪失していることが確認できるところ、申立人は、「同年 7 月末まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A 社は、「申立人の勤務の有無、厚生年金保険の資格の取得・喪失届について不明である。」と回答している上、雇用保険の加入記録において、申立人の A 社における離職日は、昭和 45 年 6 月 26 日とされており、離職日の翌日を資格喪失日とする厚生年金保険の記録と符合している。

また、C 厚生年金基金の加入記録において、申立人の A 社における資格喪失日は昭和 45 年 6 月 27 日とされており、厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、オンライン記録において、申立人が昭和 45

年8月1日にB社における厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月1日に喪失していることが確認できるところ、申立人は、「47年3月末まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、事業主から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、事業主が申立人の厚生年金保険の資格喪失日を昭和45年9月1日と届け出ていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、C厚生年金基金の加入記録において、申立人のB社における資格喪失日は昭和45年9月1日とされており、厚生年金保険の加入記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月 2 日から 4 年 4 月 2 日まで

私は、A社に勤務していた平成 2 年 5 月から 4 年 3 月までの標準報酬月額が、実際の給与支給額より低くなっている。入社当時から給与の支給額は 30 万円を下回ったことは無く、申立期間の標準報酬月額が 24 万円から 26 万円とされていることは納得できないので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成 2 年及び 3 年の源泉徴収票に記載された給与支払金額から、2 年 5 月から 3 年 12 月までの報酬月額については、オンライン記録における申立人の標準報酬月額を上回っていたことがうかがえる。

しかしながら、A社の被保険者縦覧照会回答票において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 4 年 4 月 2 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している者は 21 人確認でき、そのうち連絡が取れた 12 人の中で、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より多い保険料が給与から控除されていたと回答した者はいない。

また、平成 2 年及び 3 年の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、オンライン記録における標準報酬月額から算出した概算金額とおおむね一致している。

さらに、申立人の標準報酬月額の記録について、遡及して訂正されるなどの不適切な処理が行われた形跡は見当たらない上、ほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 21 日から同年 8 月 1 日まで  
私は、昭和 43 年 6 月 21 日から同年 8 月 20 日まで、A 社に勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年 8 月 1 日、資格喪失日が同年 8 月 20 日とされていることは納得できないので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 43 年 8 月 1 日、喪失日は同年 8 月 20 日と記録されているが、厚生年金保険法第 19 条第 2 項では、「被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月を一箇月として被保険者期間に算入する。但し、その月にさらに被保険者の資格を取得したときは、この限りではない。」と規定されており、申立人は、同月中に次の事業所で被保険者資格を取得したため、当該記録は厚生年金保険の被保険者期間として加算されていない。

また、申立人は、「当該事業所に昭和 43 年 6 月 21 日から勤務していた。」と主張しているが、複数の元同僚に照会しても、申立人のことを覚えている者はいないため、申立人の勤務期間について確認できない。

さらに、元同僚のうち一人は、「人により違うと思うが、私のときは試用期間が 3 か月から 6 か月くらいあったと思う。」と供述している。

加えて、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、その親族は、「当時の資料は保存されておらず、申立人の勤務、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除は全て不明である。」と回答している上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたとは認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 31 日から同年 8 月 31 日まで

私は、昭和 55 年 7 月 31 日から同年 8 月 30 日まで A 社（現在は、B 社）の C 丸で D（職種）として勤務した。54 年 7 月 26 日から同年 8 月 31 日まで、同じ C 丸で D（職種）として勤務した期間については船員保険被保険者としての加入期間があるのに、同条件で雇用された申立期間は、船員保険被保険者とされていないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳により、申立人は、昭和 55 年 7 月 31 日から同年 8 月 30 日まで、A 社の所有する船舶に D（職種）として勤務していたことは確認できる。

しかし、B 社は、「当社が保管する台帳には、申立人が昭和 54 年 7 月 26 日から同年 8 月 31 日までアルバイト船員として勤務した記録はあるが、申立期間当時の記録は無い。当時、保険に関しては、各自国民健康保険に加入としたり、雇入れ時に船員保険証の写しが必要なときは船員保険に加入させたりと、その時期により取扱いがまちまちだったと思われる。」と回答している。

また、元同僚 8 名に照会しても、申立人を覚えている者はおらず、申立人の勤務実態について確認できない上、そのうち事務担当をしていた 1 名は、「アルバイトは船員保険に加入させていなかった。」と供述している。

さらに、A 社の船舶所有者別被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、被保険者証の番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険被保険者としての記録については、訂正する必要は認められない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 5 月 13 日から同年 11 月 1 日まで  
私は、平成 17 年 5 月 12 日付けでA事業所を解雇され退職した。

しかし、私の意思に反し、健康保険及び厚生年金保険の被保険者期間が平成 17 年 11 月 1 日まで継続され、後日、A事業所から、同事業所が立て替えていた退職後の 6 か月分の健康保険料及び厚生年金保険料を請求された。申立期間は勤務していないので、退職日まで遡って厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が所持する雇用保険受給資格者証、解雇通知書、退職証明書から判断すると、申立人は、平成 17 年 5 月 12 日付けでA事業所を解雇され、申立期間当時は勤務していなかったことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、「申立期間当時、解雇について申立人側と争いがあり、後日、申立人との話し合いにより、退職日を平成 17 年 5 月 12 日に、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格喪失日を、本人の希望もあり、同年 11 月 1 日にすることで合意した。」と回答している上、申立人は、当該事業所が立替払いしていた、申立期間を含む同年 1 月から同年 10 月までの期間の健康保険料及び厚生年金保険料を 18 年 1 月 23 日に同事業所の口座に振り込んでいる。

また、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の資格喪失日が平成 17 年 11 月 1 日と届け出られていることが確認でき、当該資格記録とオンライン記録は一致し、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

以上のことから、申立人は、平成 17 年 5 月 12 日付けで退職し、申立期間当時、当該事業所に勤務していなかったと認められるものの、事業主は、申立人と合意の上で、健康保険及び厚生年金保険の資格喪失日を定め、申立人の厚生年金保険の資格喪失日を同年 11 月 1 日として社会保険事務所（当時）に届け出たものと認められ、ほかにこれに反する特段の事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者記録を訂正する必要は認められない。

## 千葉厚生年金 事案 3330

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月から 43 年 6 月まで

私の夫は、昭和 28 年 4 月から 43 年 6 月まで A (地名) 内の「B」(C 社の屋号) に勤めていたが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間において C 社に勤務していたと主張している。

しかしながら、C 社は、「創業以来の社員が記載された社員名簿に申立人の氏名は見当たらない。」と回答している上、C 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の者に聴取しても、申立人の勤務について証言は得られず、申立人の C 社における勤務実態を確認することができない。

また、C 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人の妻は、「夫は、D (作業) や、E (作業) を行っていた。」と供述しているところ、C 社は、「業務内容から、子会社の F 社に勤務していた可能性も考えられるので確認したが、F 社には申立期間当時の資料が残されていない。」と供述しており、申立人の F 社における勤務実態を確認することができない。

加えて、F 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月から 33 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 6 月から 34 年 5 月まで

私は、公共職業安定所の紹介により、A事業所に昭和 32 年 6 月から 33 年 4 月末までの間勤務し、その後、B社に同年 6 月から 34 年 5 月までの間勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A事業所の所在地、事業主の氏名等について具体的に供述していることから、勤務期間は明らかでないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所は、昭和 32 年 10 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となり、33 年 5 月 1 日に適用事業所でなくなっていることから、申立期間①の一部は適用事業所となる前の期間である。

また、A事業所の当時の事業主は既に死亡している上、その親族は、「A事業所に関する資料は保管されておらず、申立人の勤務期間、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除状況は不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認できない。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者は 10 人確認できるところ、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無い上、ほかに申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、B社の所在地、業務内容について具体的に供述していることから、勤務期間は明らかでないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、C区において昭和35年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、同年6月1日に適用事業所ではなくなり、その後D市E区で同年8月1日に適用事業所になり、52年10月30日に適用事業所でなくなっていることから、申立期間②は適用事業所になる前の期間である。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている元同僚は、「申立人のことは知らない。」と供述している上、同社は既に解散しており、解散時の代表取締役文書照会を行ったが回答が得られないことから、申立人の申立期間②における保険料の控除については確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3332

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 29 日から同年 8 月 10 日まで  
私は、A社が設立された昭和 43 年 2 月 29 日から同年 8 月 10 日まで、同社に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の出資金領収書（昭和 43 年 2 月 21 日付け）を所持していること、及び当該事業所における業務内容を詳述していることから、申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 47 年 4 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所になっていることから、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、オンライン記録により、申立人が氏名を挙げた事業主及び元同僚を調査したところ、事業主は申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、元同僚は、当該事業所で厚生年金保険被保険者の資格を取得していないことが確認できる。

さらに、当該事業所が新規適用事業所になった、昭和 47 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した 10 名のうち連絡の取れた 1 名は、「私は、設立当初から当該事業所に勤務しているが、厚生年金保険に加入したのは 47 年 4 月からであり、同年 3 月までは国民年金に加入していた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3333

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月 1 日から 57 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 58 年 1 月 2 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 11 月に A 社に入社し、同社 B 支店において、C（作業）をしていた。前後の期間は、厚生年金保険に加入しているのに、申立期間が厚生年金保険に未加入とされていることは納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社 B 支店の当時の支店長及び元同僚の証言により、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の複数の同僚は、申立人が行っていた C（作業）について、「C（作業）が目標に達しない場合は、社員扱いでなくなり、厚生年金保険に加入させなかった。」とそれぞれ証言している。

また、A 社の後継会社である D 社には、当時の人事記録及び給与関係書類が残されておらず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 8 月 28 日から 21 年 8 月 28 日まで  
私は、A 県の学校を卒業後、昭和 18 年 1 月から隊員として、同県 B 郡 C 町にあった D 事業所に E 課の F 係として勤務し、終戦後も残務整理のため勤務を続け、21 年 8 月頃まで勤務した。

当該事業所で最後まで一緒に勤務した元同僚が、申立期間に係る厚生年金保険を受給していることから、私も同じく厚生年金保険を受給できるはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

D 事業所は、昭和 17 年 1 月 1 日に労働者年金保険の適用事業所となり、20 年 8 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立期間は、適用事業所でなくなった後の期間である。

また、元同僚から申立人の勤務期間について具体的な証言を得ることができない上、事業主及び当時の賃金台帳等の関係資料の所在は不明であることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人及び当該元同僚の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を調査した結果、当該事業所における被保険資格喪失日はいずれも昭和 20 年 8 月 28 日で、喪失理由は「解散」となっており、当該事業所が同日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることと符合する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月から 58 年 6 月 1 日まで  
私は、昭和 56 年 9 月から 58 年 5 月末日まで A 区 B に所在した C 社に勤務し、この期間厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C 社は、昭和 56 年 7 月 16 日に設立され、平成 2 年 5 月に A 区 B から D 県 E 郡 F 町（現在は、G 市）に移転し、H 社と社名変更しているが、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、同年 7 月 1 日であり、申立期間は、適用事業所となる前の期間である。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無く、申立人が氏名を挙げた元同僚は、生年月日が不明なため、個人を特定することができず、元同僚の聞き取り調査を行うことができないことから、申立人の勤務実態について確認できない。

さらに、事業主は、「当時は厚生年金保険の適用事業所ではなく、給与から厚生年金保険料は控除していなかった。当時の人事記録及び給与関係書類は保管していない。」と供述していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 27 日から同年 7 月 15 日まで  
私は、昭和 34 年 3 月 27 日から 47 年 12 月末日まで、A社（現在は、B社）に勤務したが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の事業主から提出された「退職金支払計算承認書」により、申立人は、昭和 34 年 3 月 27 日から 47 年 12 月 30 日まで継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の雇用保険の加入記録は、昭和 34 年 7 月 15 日取得、47 年 12 月 30 日離職となっており、オンライン記録と符合する。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚 2 名は所在不明のため、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に勤務し、供述が得られた 6 名は、いずれも申立人のことを覚えているものの、申立人の勤務期間について具体的な供述を得ることはできない。

さらに、事業主は、「入社から約 3 か月間は、試用期間であり、その後本採用扱いされ、雇用保険を含め社会保険に加入させていたと考えられる。」と回答している。

加えて、事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等の関係資料を保存していない。」と回答していることから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月から 51 年 4 月まで

私は、昭和 42 年 12 月から 51 年 4 月まで、A社に継続して勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたときの手帳や工場長の名刺を提出するので、厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB事業所発行の手帳及び元事業主の妻の証言並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、申立期間中の昭和 45 年 2 月 1 日からC厚生年金基金に加入しているところ、同基金では、「申立人の加入記録は無い。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人及びその妻は、申立期間前にD市において国民年金への加入手続を一緒に行い、申立人の前職での資格喪失日である昭和 41 年 10 月 1 日に遡っていずれも強制で国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間中の 43 年 4 月から 47 年 3 月までいずれも全額申請免除を受けていることが確認できる。

さらに、事業主は「申立期間当時の関連資料は処分して無い。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月 16 日から 60 年 9 月 30 日まで  
私は、A事業所に勤務していた期間のうち、昭和 52 年 6 月から 56 年 7 月までの標準報酬月額に変更がなく、また同年 8 月に一度昇給してから 60 年 9 月までの標準報酬月額も変更がない記録となっている。しかし、同期で同職種であった元同僚の標準報酬月額は、ほぼ毎年高くなっているため、私の標準報酬月額に変更がないことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B社（C社を承継）は、「申立期間当時の人事、給与関係資料は保管されていない。職員の給与については、個々への対応に係ることで、申立期間当時のことは分からない。」と回答しており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人がA事業所で一緒に仕事をしていたとして氏名を挙げた元同僚3名のうち、供述が得られた1名は、「自分の標準報酬月額には問題無い。ほかの同僚の標準報酬月額までは分からない。」と供述している。

さらに、申立人が氏名を記憶している国内勤務の元同僚2名はいずれも「自分の標準報酬月額には問題無い。ほかの同僚の標準報酬月額までは分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3339

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 21 日から同年 8 月 1 日まで  
私の夫は、昭和 30 年 2 月から 47 年 1 月末日まで A 市に所在した B 社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落している。この期間の厚生年金保険料は、事業主により給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人は、申立期間に B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C 社 (B 社を承継) から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は、昭和 35 年 3 月 21 日に被保険者資格を喪失し、同年 8 月 1 日に再取得していることが確認できる上、同社は、「申立期間当時の状況を知る者が社内にはいないため、申立人の厚生年金保険の記録に欠落がある理由は分からない。」と回答しており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3340

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 1 日から 38 年 4 月 27 日まで  
私は、申立期間については、A社B出張所において、C（職種）として勤務していたが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 38 年分給与所得の源泉徴収票により、申立人がA社B出張所に 38 年 4 月まで勤務し、同年 1 月から退職するまで期間、社会保険料を控除されていることが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 38 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、適用事業所になる前の期間である。

また、上記源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額（2,370 円）は、当該事業所が加入していたD国民健康保険組合の保険料と雇用保険料の合計額におおむね符合する。

さらに、オンライン記録により、当該事業所が適用事業所となった昭和 38 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚 4 名を抽出して調査したところ、そのうち 3 名が、「当該事業所が適用事業所になる前から勤務していた。」と供述し、このうち 1 名は、「D国民健康保険に加入していて、厚生年金保険の適用事業所になる前は、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月から 34 年 7 月まで

私は、昭和 33 年 1 月に A 社に入社してから、34 年 7 月末に退社するまで、住み込みで継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している元同僚は所在が不明であることから、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に勤務していた元同僚のうち、連絡を取ることができた 5 名に聴取したが、全員が申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態が確認できない。

また、当該事業所の元事業主は既に死亡しており、申立期間当時の賃金台帳等関係資料の所在は不明であることから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3342

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 1 月 10 日から同年 8 月 31 日まで  
私は、平成 15 年 1 月から 16 年 3 月まで、A 社に B（職種）として勤務し、申立期間の給与が 24 万円ぐらいあったのに、実際の振込額に比較して、標準報酬月額が著しく低くなっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、事業主から提出された平成 15 年 1 月 20 日付け C 社会保険事務所（当時）の確認印がある健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、事業主はオンライン記録のとおり、14 万 2,000 円の標準報酬月額を届け出ていることが確認できる上、申立人に係る厚生年金保険の加入記録に訂正の形跡は無く、不合理な処理はみられない。

また、事業主は、「申立期間当時、新規採用の B（職種）の収入は 14 万 2,000 円ぐらいであったと思う。」と回答しているところ、オンライン記録によると、当該事業所において申立人の前後 10 人の B（職種）の厚生年金保険の被保険者資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同額の 14 万 2,000 円であることが確認できる。

さらに、申立人から提出された平成 15 年度分給与所得の源泉徴収票には、社会保険料控除額として 27 万 9,250 円と記載されていることが確認できるところ、この控除額は、社会保険事務所（当時）に届け出られた資格取得時の標準報酬月額（14 万 2,000 円）に見合う額であると認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3343

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで  
② 平成 3 年 1 月から同年 6 月まで  
③ 平成 3 年 10 月から 4 年 5 月まで  
④ 平成 4 年 7 月から同年 10 月まで

私は、昭和 60 年から 62 年に、A社のB県Cの工事現場で働いていた期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないことは納得できない。また、平成 3 年 1 月頃から 4 年 11 月頃までD社に何回か勤務していたはずであるので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の元社員は、「申立人は工事期間中に足を怪我したこともあり、申立人を覚えているが、工事期間当初からではなく、工事期間の途中から勤務したと思う。」と供述していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所での申立人に係る雇用保険の加入記録は無く、申立人が勤務した期間を確定することができない上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人の氏名及び申立人が記憶している元同僚の氏名は確認することができず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、当該事業所は平成 14 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事担当者も既に死亡しているため、申立期間①における申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立期間①は国民年金の被保険者

期間であり、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間については未納期間、61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間については申請免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②から④までの期間については、申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間にD社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所の元事業主は、「厚生年金保険の届出については、会社が倒産しており提出書類は不明である。」と回答しており、当該事業所の元同僚も死亡又は所在が確認できないため、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、オンライン記録において、当該期間のうち国民年金の被保険者期間である平成 3 年 4 月及び同年 5 月は納付済期間、同年 8 月から 4 年 3 月までの期間については申請免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3344

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月 5 日から 55 年 4 月 1 日まで

私は、求人広告に応募し、昭和 54 年 11 月 5 日にA社の現場で採用され、現在まで勤務しているが、当該事業所での厚生年金保険の被保険者資格取得日が 55 年 4 月 1 日とされている。納得できないので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言、雇用保険の加入記録及びA社が保有する「人事カード」から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、元同僚は、「現場採用の場合は、3か月程度の見習い期間があったこともある。」と証言している上、申立期間当時、現場で採用された同僚は、「自分は、求人チラシを見て応募し採用された。正社員希望ということで3か月間の見習い期間があるということだった。しかし、3か月たっても正社員にしてもらえず、しばらくして会社から正社員となった旨の連絡があり、社会保険に加入した。」と証言している。

また、当該事業所は、「既に資料を破棄しているため、厚生年金保険の届出がどのようになされたのか、また給与から厚生年金保険料を控除していたのかについては不明であるが、現場採用の場合、雇用保険には加入させるが、厚生年金保険は期間をおいて勤務状況を見ながら対応することもあったと考えられる。」と回答している。

さらに、当該事業所及びB健康保険組合は、「当時の記録は、保存されていない。」と回答している上、A社の当時の社会保険担当者は既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について確

認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3345（事案 1037 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月頃から 35 年 6 月 11 日まで

私は、昭和 33 年 9 月に普通自動車免許取得後、申立期間において A 区の B 事業所に C（職種）として勤務した。前回の調査では D 社（現在は、E 社）に勤務していたことになっているとのことだが、自分が勤めていたのは B 事業所であり、同社はしっかりとした会社だったので、厚生年金保険に加入させてくれていたはずであり、再調査願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が記憶している事業内容及び申立人が保管していた写真から、時期は特定できないが D 社に勤務していたことは推認できるものの、i) 申立期間に勤務していた元同僚は申立人についての記憶が無いこと、ii) 事業主は、当時の記録が無いため申立人の勤務実態を確認できないと回答していること、iii) 健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において、申立人の記録を確認できないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 9 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「自分は B 事業所に勤務していた。D 社は知らない。B 事業所はしっかりした会社だったので、厚生年金保険に加入させてくれていたはずだ。」と主張している。

しかしながら、申立人が記憶する B 事業所の所在地は、D 社の所在地とほぼ一致していることが同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる上、申立人が記憶する事業主の氏名及び当時勤務していた親族の氏名が、上記被保険者名簿で確認できる。

また、E 社に係る履歴事項全部証明書によると、昭和 42 年 6 月 15 日に

D社からE社に事業所名称が変更されていることが確認できる上、当該事業所の元工場長は、「戦時中、他社と連合してD社を作り、その名前で一時活動していたが、申立期間当時はF事業所の名称で活動していた。」、「当時は、人の出入りが激しかったので、入社したばかりの者をすぐには社会保険に入れていなかった。しばらく様子を見て、勤まりそうだと社長が判断してから加入させていた。」と証言している。

さらに、申立期間当時の複数の同僚について調査を行ったが、申立人についての記憶は無い上、当時の事業主及び社会保険担当者は、既に死亡していることから、当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月から 44 年 8 月まで

私は、厚生年金保険又は国民年金のどちらかに加入するように心掛けており、A協同組合に勤務する者はB共済組合に加入するとは知らなかったため、当該協同組合に勤めていた申立期間については、国民年金の納付書は送付されてきていないことから厚生年金保険に加入していると思っていた。当該協同組合に勤務していた期間の年金加入記録が無いことは納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に対し年金事務所長から交付された「健康保険資格取得・資格喪失等確認通知書」により、申立人がA協同組合に勤務していたことは確認できる。当該協同組合は、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、昭和 34 年 1 月 2 日に「共済編入」により厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間においては健康保険のみの適用となっていることが確認できる。

また、B共済組合から提出された、A協同組合の組合員に係る「B共済組合員期間確認照会回答票」により、当該協同組合は、申立期間においてB共済組合の加入団体であったことは確認できるものの、当該共済組合は、上記回答票において、申立人のB共済組合員としての加入記録は無いと回答している。

さらに、B共済組合が保管していた「組合員資格新規取得届」により、A協同組合が申立人の複数の元同僚の資格取得届を当該共済組合に提出した日は、昭和 44 年 8 月 26 日(当該共済組合の受付日は同年 9 月 4 日)であり、申立人が当該協同組合の資格を喪失した後に資格を取得していること

が確認できる上、当該共済組合の資格取得日と健康保険の資格取得日が一致していないことについて、元同僚は「一致していない理由については不明であり、共済組合に未加入だった期間の掛金が給与から控除されていたかは覚えていない。」と供述している。

加えて、A協同組合は、閉鎖登記簿謄本により、昭和52年6月22日に解散していることが確認でき、当時の理事及び経理担当者は既に死亡もしくは所在が不明であり、申立期間において申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかを確認することができない上、B共済組合作成の「A協同組合喪失・転出組合員一覧」において、資格取得日順に付番される組合員の個人番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3347

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 1 日から 58 年 9 月 1 日まで  
私は、申立期間当時、A事業所（現在は、B社）でC（作業）の仕事に従事していたが、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言並びにA事業所の元同僚及び業務内容に関する申立人の申立内容から、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所のC（作業）場の元同僚は、「C（作業）の場合は、親方の口ききで入社してくるのが大部分で、人の出入りも多かった。臨時の非正規社員は厚生年金保険に加入できなかった。私も、入社して1年6か月後に厚生年金保険に加入した。」と証言しており、当該元同僚の厚生年金保険の加入記録とも符合する。

また、事業主は、「当時の資料が残っていないため、申立人に係る勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。また、D健康保険組合にも確認したが、申立人に係る記録は無かった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3348

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
私は、平成 10 年 5 月 6 日から 11 年 3 月 31 日までA社に勤務していたが、同社での厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 3 月 31 日となっているので調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に平成 11 年 3 月 31 日まで勤務していた。」と主張しているところ、申立人から提出された、平成 11 年 4 月の給与明細書の「出勤日数」欄に「6日」と記載されていることが確認できるほか、同月の給与明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、申立人及び元上司の供述から、当該事業所の給与の締日は毎月 20 日であること、及び申立人の有給休暇についても平成 10 年 12 月の給与明細書で付与日数を全て消化していることが確認できることから、11 年 4 月の給与明細書における「出勤日数」欄の「6日」については、土曜、日曜、祭日を考慮すると同年 3 月 23 日から退職日である同年 3 月 30 日までの 6 日間であると考えられ、オンライン記録の被保険者資格喪失日（同年 3 月 31 日）とも符合する。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人は平成 11 年 3 月 30 日に当該事業所を離職したことが確認でき、オンライン記録とも符合することから、申立人は、同年 3 月 30 日に当該事業所を退職したものと推認される。

一方、厚生年金保険法第 19 条第 1 項は、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに参入する。」、同法第 81 条第 2 項は、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するもの

とする。」とされていることから判断すると、A社における厚生年金保険料控除は、申立人から提出された給与明細書から翌月控除と考えられ、平成11年4月の給与（同年3月21日から退職日までの日割り分の給与）から厚生年金保険料が控除されていたことをもって、同年3月を申立人の厚生年金保険被保険者期間とすることはできず、申立人の同年4月の給与から控除された厚生年金保険料は、事業主が誤って控除したものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から10年7月1日まで

私は、昭和49年7月から平成10年6月末までA社を経営し、その間、厚生年金保険に加入していたが、8年4月以降の標準報酬月額がそれまでの50万円から20万円に減額されていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準報酬月額については、平成8年4月1日に50万円から20万円とする被保険者月額変更届が同年10月2日付けで処理されており、不当に減額されたと主張しているところ、申立人は、オンライン記録により、申立期間当時A社の代表取締役だったことが確認できる上、「同社の厚生年金保険関係の事務は、担当社員と妻に任せていたので、自身及び社員の標準報酬月額に係る減額の届出を行ったか否かについて記憶していないが、社会保険料の滞納への対応や社会保険事務所（当時）への届出については、その都度、事業主であった私が当該担当社員から報告を受け了承していた。」と供述している。

また、当該担当社員及び申立人の妻は、上記被保険者月額変更届処理に関して、「証拠資料は何も無いが、申立期間に係る届出を行った記憶は無い。」と供述している。

しかしながら、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している7名のうち、8年4月に在職していた6名の標準報酬月額は、同年10月の定時決定では、7年10月の定時決定額より、いずれも1万円から6万円の幅で減額されている上、そのうち社員1名は、標準報酬月額の減額理由について、

「その当時、当社の経営が悪化し給料を下げられたためであり、減額されていることについて異議は無い。」と供述しており、別の社員は、「標準報酬月額が24万円から20万円に減額された理由について事業主から説明された記憶は無い。」と供述している。

また、申立人は、申立てどおりの標準報酬月額に基づく届出及び保険料の納付を行ったことを確認できる資料については、当該事業所の倒産直後、事業所の清算事務を委託した弁護士に給与台帳を含む当該関連資料を預けたが、返還されていないため提出できないと申述しているところ、当該弁護士の消息が不明なため、申立てどおりの標準報酬月額に基づく届出及び保険料の納付を行っていたか確認することができない。

このほか、申立期間における申立人の給与から、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知りうる状況であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。